

自転車を安全に乗るために

自転車に乗る時に心がけたいこと

～ちばチャリ 三つの約束～



千葉市では、自転車に乗るみなさんに、心がけてほしいことを～ちばチャリ 三つの約束～としてまとめました。ルールの方ではありませんが、「まずはこれから」の気持ちで運転するようにしましょう！

1 歩いている人を大事にします



2 車道では左端を走ります



3 ライトを点けます



皆さんは、どれくらい知っていますか？

自転車の走り方のルール

～ちばチャリ 三つの約束～以外にも守らなければならない自転車の走り方のルールは、たくさんあります。

やってはいけないことは？



飲酒運転



「ながら」運転
(携帯電話の操作や傘差しなど)



逆走禁止



信号無視や交差点での飛び出し

※このほか、詳細は道路交通法や自転車安全利用五則などによります。

車道通行が
原則ですが、
歩道を走ることが
できる場合もあります。



標識がある場合



車道を走ることが危険な場合
(駐車車両や道路工事など)



歩道を走るときは、歩行者優先で、車道寄りを徐行します。



自転車は軽車両！車道の左端通行が原則です！

自転車乗車中の死亡事故のうち、約8割に法令違反があり、利用者自身の法令違反が死亡事故の一因となっています。

千葉市では、道路交通法に即して、自転車が車道の左端を安全かつ快適に通行できるよう自転車走行空間の整備に取り組んでいます。



自転車レーン(普通自転車専用通行帯)



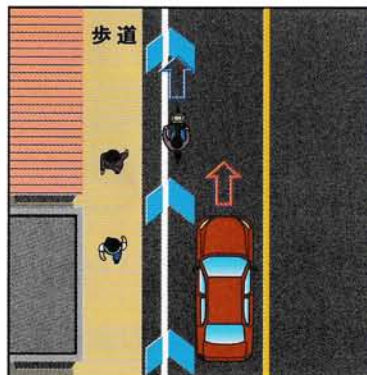
自動車が行く車線の左端に自転車専用の車線を設置します。

道路交通法上、「普通自転車専用通行帯」といいます。

自転車レーンは、自転車専用の通行帯となりますので、原則、自動車や原付バイクは通行することはできません。



車道混在型



車道の左端に自転車の通行位置・進行方向を示す矢羽根マークを路面に表示します。

自動車と自転車が同じ車線内を通行するため、自動車を運転する方へ青色の路面標示により注意喚起しています。



～万が一に備えて～自転車保険等に参加しましょう！



ヘルメットを被って
自転車に
乗りましょう！

<自転車での加害事故例> 賠償額 9,521万円

小学生が自転車で走行している際に、歩行中の女性と正面衝突。女性は重い障害を負い、意識が戻らなかった。(平成25年 神戸地裁判決)

千葉市では、令和3年4月1日から 自転車保険等への加入が義務になりました！

詳しくは、
千葉市ホームページを
ご覧ください。



はじめよう、ちばチャリスタイル！

『ちばチャリスタイル』とは

環境にやさしく、健康にも良い自転車を、楽しく安全に、自発的に利用する千葉市らしい生活スタイルです。

『ちばチャリスタイル』の実現に向け、市民や事業者の皆様と共に自転車を活用したまちづくりを推進します。



ちばチャリダー